

八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議設置要綱

(平成 16 年 7 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）を防止し、その被害者（法第 1 条第 2 項に規定する被害者をいう。以下同じ。）を保護するため、関係機関が協力し、市民の生命又は身体の安全の確保及び、安定した生活を守ることを目的として八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ドメスティック・バイオレンス被害者及びその家族の生命又は身体の安全の確保及び安定した生活を支援するために必要な関係機関の連絡調整
- (2) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第 3 条 連絡会議の参加者は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

(参加者の参加期間)

第 4 条 参加者に参加を依頼する期間は、2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(意見聴取等)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(関係機関担当者会)

第 6 条 連絡会議に八王子市ドメスティック・バイオレンス被害者支援関係機関担当者会（以下「関係機関担当者会」という。）を置く。

2 関係機関担当者会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市内におけるドメスティック・バイオレンスの現状把握
- (2) 関係機関相互の情報の共有化と意見交換

3 関係機関担当者会の組織は、別表 2 に掲げる者をもって構成する。

(事務局)

第 7 条 連絡会議及び関係機関担当者会の事務局は、市民活動推進部男女共同参画課とする。

(要保護児童対策地域協議会及び包括的な地域福祉ネットワーク会議との連携)

第 8 条 連絡会及び関係機関担当者会については、八王子市子ども家庭センター条例第 3 条に規定す

る要保護児童対策地域協議会及び八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱第1条に規定する八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議と連携して実施することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は平成16年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月20日から施行する。

附則

この要綱は平成21年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年8月26日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年8月14日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年7月1日から施行する。

附則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表 1

八王子市ドメスティック・バイオレンス
被害者支援連絡会議参加者

所属・勤務先
警視庁 八王子警察署
警視庁 高尾警察署
警視庁 南大沢警察署
東京法務局 八王子支局
東京都 八王子児童相談所
八王子市内幼稚園
八王子市内保育園
八王子市立小学校
八王子市立中学校
弁護士
八王子市医師会
八王子市医師会（救急医療機関）
八王子市 主任児童委員・民生児童委員
八王子市内母子生活支援施設
学識経験者
民間団体を代表する者
市民活動推進部 男女共同参画課
福祉部 生活自立支援課
健康医療部 保健対策課
子ども家庭部 子育て支援課
子ども家庭部 こども家庭センター

別表 2

八王子市ドメスティック・バイオレンス
被害者支援関係機関担当者会組織

所属・勤務先
市民活動推進部 男女共同参画課
福祉部 高齢者福祉課
福祉部 障害者福祉課
福祉部 生活自立支援課
健康医療部 成人保健課
健康医療部 保健対策課
子ども家庭部 こども家庭センター
まちなみ整備部 住宅政策課
学校教育部 教育指導課